

## 広島高速道路公社改革推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 広島高速道路公社（以下「公社」という。）が策定した「高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会の調査報告書を踏まえた再発防止の具体的な取組み」（以下「再発防止の具体的な取組み」という。）の実施状況の外、広島県、広島市、公社のそれぞれにかかわる取組みについて、三者で情報共有や意見調整を図り、公社の改革を推進していくことを目的として、広島高速道路公社改革推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 所管事項は次に掲げるものとする。

- (1)公社の改革（公社内の意識改革等）に関する事
- (2)再発防止の具体的な取組みに関する事
- (3)(2)を除く新たな取組みに関する事
- (4)(1)から(3)の取組みの進捗に関する事

### (組織)

第3条 会議は、別表第1に掲げる者により組織する。

- 2 議長は、広島県土木建築局長をもって充てる。
- 3 副議長は、広島市道路交通局長をもって充てる。

### (議長、副議長)

第4条 議長は、会務を総理する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、必要に応じて議長を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長が必要と認めるときは、別表第1に掲げる者以外の者に会議への出席を求めることができる。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、広島県土木建築局道路企画課及び広島市道路交通局道路部道路計画課高速道路整備担当において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年2月7日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年7月6日から施行する。

別表第1（第3条関係）

広島県	土木建築局長
	土木建築局総括官（土木整備）
広島市	道路交通局長
	道路交通局道路部長
広島高速道路公社	理事長
	副理事長
	理事（総括）
	理事
	参事
	総務部長